資料1　2026年・第10回中央委員会総会、綱領一部改定についての提案報告から

「第三に、この綱領改定を提案した、２００３年６月の第２２回党大会第７回中央委員会総会での『綱領改定案についての提案報告』のなかで、マルクスが『ゴータ綱領批判』（１８７５年）で行った共産主義社会の段階的な発展論――『生まれたばかりの共産主義社会』から『共産主義社会のより高い段階』に発展していくという『二段階論』を、綱領改定にあたって『採用しなかった』と退けたことは、問題点を残すものとなっており、是正が必要です。

２００４年の綱領改定で、未来社会を生産物の分配の仕方で二つの段階に区分した『国際的な定説』を乗り越えたことは重要な意義をもつものでしたが、マルクスが『ゴータ綱領批判』で展開した共産主義社会の段階的な発展論それ自体には、私たちが未来社会論のなかに生かすべき豊かな内容が含まれています。

マルクスは、『ゴータ綱領批判』で『共産主義社会のより高い段階』の特徴として、次のような包括的規定付けを行っています。

『分業の下への諸個人の奴隷的な従属がなくなり、それとともに、精神的労働と肉体的労働との対立もなくなったあとで、労働が生きるための手段だけでなく、労働そのものが生活の第一の欲求となったあとで、諸個人の全面的な発達にともなって彼らの生産諸力も増大し、協同組合的富のすべての源泉がいっそうあふれるほど湧きでる』

この包括的な規定づけは、全体としてマルクスの未来社会論の真の輝きを豊かに表現するものとなっており、それを正面からうけとめた真剣な研究が必要であります」

資料2　2003年・第22回党大会第7回中央委員会の綱領改定についての報告から(1)

「この二つの段階を生産物の分配の方式で分けるという考えは、『ゴータ綱領批判』のなかで、マルクス自身がのべていることです。しかし、ここにもやはり大きな問題があるのです」（傍線・引用者）

資料3　2003年・第22回党大会第7回中央委員会の綱領改定についての報告から(2)

「マルクス、エンゲルスのこういう基本態度（青写真主義をきびしく退ける態度――引用者）にくらべると、『ゴータ綱領批判』でのマルクスの論じ方は、未来社会の分配問題を、青写真に近いところまで書いているという印象を受けます」

資料4　2003年・第22回党大会第7回中央委員会の綱領改定についての報告から(3)

「――ここで分配の問題にやや詳しく立ち入ったのは、安易に間違った分配論を党の綱領に持ち込むと、どんなひどい結果になるかを、示すためだった。

――未来社会の問題で、いわゆる分配のことで大さわぎをしてそこに主要な力点をおいたり、未来社会を主として分配を中心とするものであるかのように説明するのは、俗流派のやり

ることで、そんなやり方は、受け継いではならない。

――未来社会論の中心問題は、分配ではなく、生産のあり方、生産の体制の変革にある」

資料5　2003年・第22回党大会第7回中央委員会の綱領改定についての報告から（4）

「なお、つけくわえて言えば、マルクスがのべた共産主義社会での分配論にも、単純には絶対化するわけにはゆかない問題点があるように、思います。

マルクスは、共産主義社会の低い段階では、生産物の量に制限があるから、なんらかの分配の基準がいる、それには、『労働におうじて』の分配という方式がとられるのが普通だろう、しかし、この方式では、いろいろな実態的な不公平が避けられない、こういう調子で議論をすすめます。

そこから、この不公平を乗り越えて、各人が必要なだけの生産物を自由に受け取れるようになるためには、『協同的富のすべての源泉』から、**生産物が**『いっそうあふれるほど湧き出るように』なることが必要だ、生産がそこまで豊かに発展することが、高度な共産主義社会にすすむ条件の一つになる、こういう議論が、二段階論の重要な柱の一つになっています。

しかし、すべての源泉からあふれるほどに**生産物が**湧（わ）き出るから、『必要におうじた』分配が可能になる、ということは、**人間の欲望の総計を超えるような生産の発展**を想定し、そのことを、共産主義の高度な段階の条件にする、ということです。はたして、そのような段階がありうるか、人間社会のそういう方向での発展を想定することが、未来社会論なのだろうか、ここには、私たちが考えざるをえない問題があります。

すでに、一九世紀に生きた人びとの日常生活と現代人の日常生活をくらべるなら、生活の必要な物資の総量の違いには、ケタ違いの格差があります。しかも、人間の欲望は、今後の社会的な発展、科学や技術の発展とともに、想像を超える急成長をとげることが予想されます。その時に、簡単に、**人間の欲望を超えて『あふれるほど』の生産、あるいはありあまるほどの生産**を、未来社会の条件として安易に想定することは、それ自体が、未来社会論に新しい矛盾を持ち込むことになりかねません。

ここにも、私たちが、今回の綱領改定にあたって『ゴータ綱領批判』でのべられた二段階論を**採用しなかった根拠の一つ**があります」（ゴチック・引用者）

資料6　1875年・『ゴータ綱領批判』（1）

「ここで問題にしているのは、それ自身の基礎のうえで発展した共産主義社会ではなく、逆に、資本主義社会から生まれたばかりの共産主義社会であり、したがって、この共産主義社会は、あらゆる点で、経済的にも、道徳的にも、精神的にも、この共産主義社会が生まれてきた母胎である古い社会の母斑をまだつけている。（傍線・引用者）

それゆえに（傍線・引用者）、個々の生産者は、彼が社会に与えるものを――控除したあと――同じだけとりもどす。……したがってここでは、平等の権利はあいかわらず原理的には――ブルジョア的権利である。……この平等の権利は、等しくない労働にたいしては、不平等の権利である」（古典選書『ゴータ綱領批判　エルフルト綱領批判』、27～29ページ）

資料7　1875年・『ゴータ綱領批判』(2)

「共産主義社会のより高い段階において、すなわち、分業の下への諸個人の奴隷的な従属がなくなり、それとともに、精神的労働と肉体的労働との対立もなくなったあとで、労働が生きるための手段だけでなく、労働そのものが生活の第一の欲求となったあとで、諸個人の全面的な発達にともなって彼らの（ihre）生産諸力も増大し、協同組合的富［genossenschaftliche Reichtums］のすべての源泉がいっそうあふれるほど湧きでるようになったあとで、――そのときはじめて（傍線・引用者）、ブルジョア的権利の狭い限界が完全にのりこえられ、そして社会はその旗につぎのように書くことができる。各人はその能力に応じて、各人にはその必要に応じて！」（同前、３０ページ）

資料8　1845～46年・『ドイツ・イデオロギー』(1)

「労働が分割されはじめるやいなや、各人は活動の特定の排他的な領域をもち、その領域が彼におしつけられ、そこから彼はぬけだすことができない」（古典選書、４４ページ　傍線・引用者）

資料9　『資本論』第三部・第48章「三位一体的定式」

「自由の国は、事実、窮迫と外的な目的適合性によって規定される労働が存在しなくなるところで、はじめて始まる。したがってそれは、当然に、本来の物質的生産の領域の彼岸にある。……この領域における自由は、ただ、社会化された人間、結合した生産者たちが、自分たちと自然との物質代謝によって――盲目的な支配力としてのそれによって――支配されるのではなく、この自然との物質代謝を合理的に規制し、自分たちの共同の管理のもとにおくこと、すなわち、最小の力の支出で、みずからの人間性にもっともふさわしい、もっとも適合した諸条件のもとでこの物質代謝を行なうこと、この点にだけありうる。しかしそれでも、これはまだ依然として必然性の国である。この国の彼岸において、それ自体が目的であるとされる人間の力の発達が、真の自由の国が――といっても、それはただ、自己の基礎としての右の必然性の国の上にのみ開花することができるのであるが――始まる。労働日の短縮が根本条件である」（⑫１４５９～１４６０ページ）

資料10　『資本論』第一部・第13章「機械と大工業」

「近代的工業は、それとともに社会の内部における分業も絶えず変革し、大量の資本および大量の労働者をある生産部門から他の生産部門へ間断なく投げ入れる。だから大工業の本性は、労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性を条件づける。……大工業は、……一つの社会的な細部機能の単なる担い手にすぎない部分個人を、さまざまな社会的機能をかわるがわる行なうような活動様式をもった、全体的に発達した個人で置き換えることを、死活の問題とする」（③８４９～８５０ページ）

資料11　1845～46年・『ドイツ・イデオロギー』

「分業は、物質的労働と精神的労働との分割が起こる瞬間からはじめて、真に分業となる」（古典選書、３９ページ）

資料12　『資本論』第一部・第5章「労働過程と価値増殖過程」

「もっとも拙劣な建築師（Baumeister）でももっとも優れたミツバチより最初から卓越している点は、建築師は小室を蝋で建築する以前に自分の頭のなかでそれを建築しているということである。労働過程の終わりには、そのはじめに労働者の表象のなかにすでに現存していた、したがって観念的にすでに現存していた結果が出てくる。彼は自然的なものの形態変化を生じさせるだけではない。同時に、彼は自然的なもののうちに、彼の目的――その目的を彼は知っており、その目的は彼の行動の仕方を法則として規定し、彼は自分の意志をその目的に従属させなければならない――を実現する。そして、この従属は決して一時的な行為ではない。労働の全継続時間にわたって、労働する諸器官の緊張のほかに、注意力として現われる合目的的な意志が必要とされる。しかも、この意志は、労働がそれ自身の内容と遂行の仕方とによって労働者を魅了することが少なければ少ないほど、したがって労働者が労働を自分自身の肉体的および精神的諸力の働きとして楽しむことが少なければ少ないほど、ますます多く必要となる」（②３１０～３１１ページ　傍線・引用者）

資料13　『資本論』第一部・第12章「分業とマニュファクチュア」

「部分労働者たちにたいして、物質的生産過程の精神的諸力能を、他人の所有物、そして彼らを支配する力として対立させることは、マニュファクチュア的分業の所産である。この分離過程は、資本家が個々の労働者に対立して社会的労働体の統一と意志を代表する単純協業において始まる。この分離過程は、労働者を部分労働者に切り縮めるマニュファクチュアにおいて発展する。この分離過程は、科学を自立的な生産力能として労働から分離して資本に奉仕させる大工業において完成する」（③６３６ページ）

資料14　1864年・インタナショナル創立宣言

「自発的な手、いそいそとした精神、喜びにみちた心で勤労にしたがう結合的労働」（古典選書、『インタナショナル』１９ページ）

資料15　『マルクス未来社会論』（不破哲三、２００４年）

「分配論的な未来社会論が、発達した共産主義社会の目標としているのは、『能力に応じてはたらき、必要に応じてうけとる』でした。『能力に応じてはたらく』も、これは物質的生産――『必然性の国』に属する話です。『必要に応じてうけとる』も、生産物の分配と消

費の問題であって、やはり『必然性の国』に属する話です。これが、マルクスの共産主義社会論だと思い込んだら、未来社会の真の値打ちが発揮される舞台――『真の自由の国』が、未来社会論から消しさられてしまうことになるではありませんか。……

マルクスがラサールの分配論に対置して展開した、『労働に応じて』から『必要に応じて』への発展論は、この時点での試論と見るのが適当ではないか、と私は考えていますが、そのことは別としても、共産主義社会の発展史のなかでのその位置づけが、『必然性の国』（物質的生産の領域）のなかの限られた一時期の、限られた側面の発展を論じたものであることは、明白です。それを取り違えて、『必要に応じて』の実現に、共産主義社会の最終目的があるなどとすることは、人類の未来史からそのもっとも輝かしい部分を切り捨てる、きわめて大きな誤りをおかすことにほかならないでしょう」（７７～７８ページ）

資料16　1961年・第8回党大会で決定された党綱領

「共産主義のたかい段階では、生産力のすばらしい発展と社会生活のあたらしい内容がうちたてられるとともに、人間の知的労働と肉体労働の差別が消えさるだけでなく、『各人は能力におうじてはたらき、必要におうじて生産物をうけとる』ことができるだろう。組織的、かつ系統的な暴力、一般に人間にたいするあらゆる暴力は廃絶される。こうして原則としていっさいの強制のない、国家権力そのものが不必要になる共産主義社会、真に平等で自由な人間関係の社会が生まれる」（傍線・引用者）

資料17　2004年・第23回党大会での綱領改定についての報告から

「マルクス、エンゲルスが、その未来社会論で、社会発展の主要な内容としたのは、人間の自由な生活と人間的な能力の全面的な発展への努力、社会全体の科学的、技術的、文化的、精神的な躍進でありました」

「マルクス、エンゲルスは、新しい社会をめざすにあたって、その社会が、人間の物質的生活を向上させ、より豊かにすることと同時に、すべての人間にその能力と活動の全面的な発達と機会を保障する社会となることを、何よりも重視しました」

「マルクス、エンゲルスは……人間の全面的発達を、人間の解放の事業のもっとも重要な内容として位置づけていました」

資料18　2004年・第23回党大会での綱領改定についての討論の結語から

「この未来像の特質はなにか。一口に言えば、人間の自由、人間の解放であります。人間が、社会の主人公として、人間の外にあるどんな外力にも従属することなく、どんな搾取も、どんな抑圧も、どんな差別もなしに、たがいに協力しあいながら、人間社会と私たち人間そのものの躍進を実現してゆく社会。そこで人類の限りなき前進という未来が開けてゆく社会。これが私たちのめざす未来像であります。この社会を描きだすさいに、大先輩であるマルクス、エンゲルスは、人間の『自由』という言葉を、いく度くりかえしたことでしょう」